

地域包括支援センター業務検討委員会運営支援業務委託
委託仕様書

川崎市

1 委託事業名

地域包括支援センター業務検討委員会運営支援業務

2 目的

第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」）では、高齢者人口がピークを迎えるとともに、85歳以上の人口が急激に増加し始める「2040年への備え」として、計画期間中に取組を具体化すべき重点事項として、次の5点を定めている。

《第9期計画で推進する重点事項》

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①自立支援・重度化防止の推進 | ④認知症施策の強化 |
| ②個別支援の充実と地域力の向上 | ⑤介護人材の確保・定着 |
| ③ニーズに応じた介護基盤の整備 | |

重点事項②に関しては、主に第9計画第5章取組Ⅱにおいて、

- 「相談支援ネットワークの充実」として「地域ケア会議を活用した地域包括支援ネットワークの構築」（計画書 P121, 122）を、
- 「相談支援体制の整備」として「地域包括支援センターの機能の充実」（計画書 P126～128）を図ることとしている。

また、地域包括支援センター（以下「センター」）については、国においても、これまで「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化」の推進を掲げ、全国統一指標による運営状況点検の実施及び評価結果の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力推進交付金の評価項目と連動させる等の取組により、各保険者による取組強化を求めてきた。

さらに、今般の介護保険制度改正において、今後のセンターの機能強化に向けた体制整備等の対応が求められているところある。

令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会

「介護保険制度の見直しに関する意見」【抜粋】

＜地域包括支援センターの体制整備と地域共生社会の実現＞

○ 認知症の人や要介護高齢者の増加、単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、認知症の人や要介護高齢者への支援のみならず、その家族等の介護者が抱える負担や複雑化した課題への対応が必要である。地域住民への総合相談支援等を担う地域包括支援センターについて、体制や環境の整備を図っていくことに加え、障害者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していくことが重要である。

＜地域包括支援センターの体制整備等＞（「介護保険制度の見直しに関する意見」から抜粋・要約）

- 介護予防支援について、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定を拡大することが適当である。
- 総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。
- 総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村から部分委託等を可能とすることが適当である。
- これらの取組のほか、センターの業務に関し、標準化、重点化及びICTの活用を含め、業務の質を多確保しながら職員の負担軽減に資するような方策を検討することが適当である。
- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

これらを踏まえ、第 9 期計画期間中に本市の地域包括支援センター事業の充実・強化に向けた対策を具体化するため、「川崎市地域包括支援センター業務検討委員会（以下「業務検討委員会」）」において検討を実施することとしている。

本業務においては、業務検討委員会での議論に向けて、本市の地域包括支援センター事業の実施状況の整理や事業を取り巻く周辺環境の調査、先進事例等の情報収集・分析、業務検討委員会における検討事項の企画提案及び資料作成、センター業務の手引きの作成支援、報告書作成、議事録作成など、主に業務検討委員会をより効果的に運営していくための支援を目的とする。

3 履行期間

令和 6 年 9 月 13 日から令和 9 年 3 月 31 日とする。

4 履行場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地 本庁舎 12 階

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 他

5 業務の内容

本委託業務の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 「地域包括支援センター事業計画・報告・評価書作成の手引き～川崎市における事業評価の考え方～令和 6 年 6 月版」に基づき、センター事業評価及び各種業務報告・地域ケア会議報告の情報集約・整理の効果的な実施手法を提案すること。
- (2) 業務検討委員会に係る企画提案
受託者は、業務検討委員会の一連の進め方の企画提案、成果物のイメージ、スケジュールを記載した業務計画書を作成し、委託者が指定する期日までに提出し、承認を得ること。
- (3) 業務検討委員会資料の作成支援
各回の業務検討委員会に向けて、論点を整理し、資料の作成支援を行うこと。
- (4) 業務検討委員会の運営支援
業務検討委員会に出席し、議事録（議事の概要がわかるもの）を作成する。業務検討委員会の開催は、年 5 回程度とする。また、必要に応じて外部有識者・実践者・先進自治体等のゲストスピーカーを招聘する。
- (5) センター業務の平準化・効率化に向けた手引き等の作成支援
センター業務の平準化・効率化に向け、(1)～(4)の内容を踏まえつつ、手引き等の作成他、必要な対応策の実施に向けた支援を行うこと。
- (6) 報告書の作成
委託者が指定する期日までに、各年度の検討ワーキングでの検討内容を取りまとめた報告書を作成し、提出すること。
- (7) 打ち合わせ
(1)～(6)の各種検討及び作業状況の報告等のため、概ね月 1 回程度、担当部署との打ち合わせを行う。

7 成果物

報告書（15 部）、報告書・作成資料のデータファイル一式

8 その他

- (1) 成果物のイラスト・図表等の内容は、川崎市が著作権を有する。
- (2) 報告書作成時に、校正は3回以上行うこと。
- (3) 本業務の履行にあたり、本仕様書に定めのない事項は、本市と受託者で協議の上、決定するものとする。